

- 1、最低賃金壹圓參拾錢支給されたし、但し現在職工に對しては勤続年限一ケ年に付日給七錢の割で昇給のこと。
- 2、年二回の定期昇給を全従業員に洩れなく支給されたし。
- 3、現在の作業能率の状態なれば工員十二名を定員とされたし但し此後擴張の場合は適當と認むる人員を増加されたし。
- 4、臨時工制度を廢し普通職工に採用されたし。
- 5、工場及衛生諸設備の完全を期せられたし。
- 6、公休日特別出勤に對しては三步、晝夜連續出勤に對しては現在の歩合に二歩増給されたし。
- 7、増産將獎金は現在の最低作業能率を一ケ月五千立三千七百本と定め以上増産されし場合は一本毎に金五錢の割で全従業員に支給されたし。

- 8、役付職工に對しては現在の作業最低能率一ケ月五千立三千七百本に對し一本當り一圓の割で特別獎勵金を支給されたし。
 - 9、年二回の賞與は現在額より増額なすとも必ず減額なざるること。
 - 10、退職手當を即時制定されたし但し發表は現在の社則に記載公表されたし。
 - 11、團體協約の即時容認並に勞資協定委員會を制定されたし右條項は昭和十年七月四日午前八時迄に従業員代表並に久保氏立會の上にて御回答相成度及歎願候也
- 十五、爭議經過
- 右要求に對し工場長は翌三日従業員代表に第三者の介入を排して内部的解決を嚮導したるも従業員側之れに應ぜず、翌三